

病原体サーベイランス実施要領

1 目的

本要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という）第 14 条の 2（感染症の発生状況及び動向の把握）、第 15 条（感染症の発生状況、動向及び原因の調査）及び、長崎県感染症発生動向調査事業実施要綱（以下、実施要綱という）に基づき、病原体を検査し、感染状況を把握するために行う、病原体サーベイランスに関する必要な事項を定める。

本要領は、病原体サーベイランスの円滑な実施体制を構築し、感染状況を把握、疫学調査の強化・充実を図り、適切な感染症対策を立案すること、また県民および医療関係者への情報提供を行うことで、感染症の発生及び蔓延を防止することを目的とする。

2 概要

指定提出機関および病原体定点から患者検体を収集し、病原体検査を実施のうえ、検査結果について情報還元を行う。

3 検体採取機関

検体採取は、感染症法第 14 条の 2、第 15 条及び実施要綱第 4 に基づき指定されたインフルエンザ指定提出機関（以下「指定提出機関」）及び小児科病原体定点、眼科病原体定点、基幹病原体定点が実施する。

4 インフルエンザの取扱い

（1）検査対象

インフルエンザまたはインフルエンザ様疾患と診断された患者を対象とする。検体の種類は、鼻腔拭い液または咽頭拭い液とする。

（2）検体の提出

1) 指定提出機関 1 機関あたり調査期間ごとに 1 検体以上とし、流行期*1 には週 1 回、非流行期には月 1 回の採取を行う。

*1 流行期：定点あたり患者報告数が 1 を超えた時点から 1 を下回るまでの期間

2) インフルエンザが流行期入りした場合、保健所（長崎市保健所、佐世保市保健所及び県立保健所。以下同じ。）は、指定提出機関に対して、流行期入りした旨を連絡するとともに、検体採取・保管等について、FAX 等により依頼する。

3) 非流行期において保健所管内で流行現象の端緒を早期に探知するために、日中に複数（3 名以上）の検査対象患者が発生した場合、3 名（3 検体）を上限として、検体を採取する。

（3）検体搬入日

非流行期・流行期ともに月1回を搬入日とし、保健所は長崎県環境保健研究センター（以下、「環保研」という。）が別に定める日付までに回収した検体を環保研へ搬入する。

（４）検体採取、保存、輸送及び情報の還元等

1) 指定提出機関

- ア) 滅菌綿棒で鼻腔あるいは咽頭をぬぐい、ウイルス検体輸送保存液に綿球部分を浸した状態でふたを閉め、冷凍（ -20°C 以下）で保管する。
- イ) 検体を採取した患者情報等は、別添検査票^{*2}に記入する。
 - *2 患者が特定される情報（氏名、住所）は記載不要
- ウ) 管轄保健所と調整のうえ、検体および検査票を提出する。

2) 保健所

- ア) 保健所は、指定提出機関に対して、検体採取・保管等を依頼するものとする。なお、インフルエンザが流行期入りした場合も同様とする。
- イ) 指定提出機関と調整のうえ検体および検査票を回収^{*3,4}する。
 - *3 流行期、非流行期ともに保健所が行う指定提出機関への検体回収は月1回とする。ただし医療機関で冷凍保管が困難な場合は、適宜回収し保健所において保管すること。
 - *4 検体及び検査票は、保健所による直接受取を原則とするが、保健所と医療機関の協議の結果、医療機関が直接、環保研へ郵送することに同意が得られた場合は、この限りではない。なお、この場合、保健所は、検体の郵送方法等について、感染症対策室及び環保研に対して、事前に協議しなければならない。
- ウ) 検体の有無を検体搬入日の前日までに環保研へ連絡のうえ、検体搬入日の午前中までに、行政検査依頼書及び検査票を添えて検体を環保研へ搬入または郵送する。郵送する場合は、感染症発生動向調査事業等における郵送方法に基づいて、凍結した検体が融けないよう容器に十分量の保冷剤を充填し、ゆうパック（チルド）で検体搬入日までに必ず届くよう発送する。随時対応の検査については、感染症対策室、環保研と連絡調整のうえ速やかに検体を搬入または郵送する。
- エ) 医療機関に配付しているウイルス検体輸送保存液に不足が生じないように在庫数量を把握し、少なくなってきた場合は、環保研に対し補充を依頼する。
- オ) 保健所は、環保研から報告された検査結果を、指定提出機関に還元する。
- カ) 環保研が感染症サーベイランスシステムの病原体検出情報システムに入力した情報に関して、検査票等と照合のうえ登録作業を行う。

3) 環保研

- ア) 保健所から搬入された検体に関して遺伝子検査を行い、結果判明後速やかに感染症対策室及び各保健所に報告するとともに、ホームページに掲載するものとする。
- イ) 報告後、搬入された検査票、検査結果をもとに病原体検出情報システムに入力し、各保健所へ登録依頼を行う。

ウ) 検査は、「長崎県環境保健研究センターにおける病原体検査業務管理要領」に基づく標準作業書に従い実施する。ウイルス遺伝子が検出された場合には、おってウイルス分離試験を実施する。

エ) 保健所からウイルス検体輸送保存液の補充依頼があった場合には、速やかに必要本数を当該保健所へ補充する。

4) 感染症対策室

ア) 感染症対策室は、本サーベイランスにより得られた患者情報及び病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

イ) 県内の発生状況について、所管する課と連携し情報を共有する。

5 インフルエンザ以外の定点把握の五類感染症の取扱い

(1) 検査対象

検査対象の感染症およびそれぞれの病原体における検体種別等は別表に定めるとおりとする

(2) 検体の提出

1) 平時調査

病原体定点は、対象感染症のうち各月に概ね4検体程度を採取する。ただし、対象となる検体がない場合にはこの限りではない。

2) 随時調査（対象感染症の流行が認められた場合等）

ア) 保健所は、地域の感染状況等に応じて、病原体定点となっている医療機関に対して、検体採取・保管等を依頼するものとする。なお、この場合、当該保健所は、環保研に対して、事前に連絡調整するものとする。

イ) 環保研は、県、地域の流行状況等に応じて、管轄の保健所に対し、病原体定点での検体採取^{*5}等を助言する。なお、この場合、環保研は、検体採取等の終期についても、事前にお知らせするものとする。

*5 それぞれの病原体における週あたりの検体数については、別表のとおりとする。

ウ) 助言を受けた管轄の保健所は、必要に応じて、病原体定点となっている医療機関に対して、検体採取・保管等について、FAX等により依頼する。

(3) 検体搬入日

保健所は、事前に環保研と日程を調整のうえ月1回、検体を搬入する。

(4) 検体採取、保存、輸送及び情報の還元等

「4 インフルエンザの取扱い」に準ずるものとする。

6 その他の感染症の取扱い

実施要綱に基づき、保健所が病原体検査を必要と判断した場合には、医療機関に検体の提供を求め、環保研に検査を依頼する。対象の感染症および検体採取方法等は別途通

知等で定めるものとする。

本要領は、令和5年4月1日から適用するものとする。

定点種別	対象疾病名	検索する病原体	検査材料	採取容器	保存	採取検体数の目安	採取上の注意事項
指定提出機関	インフルエンザ	インフルエンザウイルス	咽頭/鼻腔拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	流行期:1検体/週以上 非流行期:1検体/月以上	
小児科	RSウイルス感染症	RSウイルス	咽頭/鼻腔拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	平時:0~4検体/月 随時:1検体/週以上	発症後3日以内の採取が望ましい。48時間以上の冷蔵保存で検出率が低下するため、搬入が遅れる場合は冷凍保管すること
小児科	咽頭結膜熱	アデノウイルス	咽頭/鼻腔拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	平時:0~4検体/月 随時:1検体/週以上	発症後4日以内の検体採取が推奨される
小児科・基幹	感染性胃腸炎	ノロウイルス、ロタウイルス、サボウ ウイルス、エンテロウイルス、アデノウ ウイルス、パレコウイルス等	便もしくは直腸拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	平時:0~4検体/月 随時:1検体/週以上	
小児科	手足口病	エンテロウイルス	咽頭/鼻腔拭い液 便もしくは直腸拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	平時:0~4検体/月 随時:1検体/週以上	
小児科	ヘルパンギーナ	エンテロウイルス	咽頭/鼻腔拭い液 便もしくは直腸拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	平時:0~4検体/月 随時:1検体/週以上	
小児科	流行性耳下腺炎	ムンプスウイルス	①咽頭/鼻腔拭い液 ②血液	①ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等) ②採血管など	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	1検体~ (患者の発生状況に応じて)	
眼科	急性出血性結膜炎	エンテロウイルス	角結膜拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	1検体~ (患者の発生状況に応じて)	
眼科	流行性角結膜炎	アデノウイルス	角結膜拭い液	ウイルス検体輸送保存液入りチューブ (遠沈管等)	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	1検体~ (患者の発生状況に応じて)	発症後4日以内の検体採取が推奨される
基幹	無菌性髄膜炎	エンテロウイルス、パレコウイルス等	①咽頭/鼻腔拭い液 ②便もしくは直腸拭い液 ③血液 ④髄液	①、②ウイルス検体輸送保存液入り チューブ(遠沈管等) ③採血管など ④スクリーキャップチューブなど	-20℃以下で冷凍 検体採取直後の持込は、冷蔵でも可	1検体~ (患者の発生状況に応じて)	